



野原 恵子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



安倍政権は、昨年6月に介護保険制度を改定し、介護の社会化から介護の自己責任化への流れを加速させ、介護問題を公的制度に頼らず、本人・家族と地域の連帯責任で対応させようとし、次の給付削減の実施を決めた。

①要支援者に対する訪問介護、通所介護を介護保険の枠外に②特養入所を原則「要介護3以上」に③所得160万円(年金収入280万円)以上の人の在宅・施設の利用料を2割負担に④低所得者が介護施設を利用する場合の食事費・居住費を軽減する「補足給付」の要件見直しである。

介護保険がスタートして15年が経過し、当初掲げられた介護の社会化の理念とは裏腹に、利用者・家族にとっては、保険あつて介護なしの事態が深刻化している。町は制度変更を平成29年度から実施していくとしているが、利用者の立場に立った対応が必要であり、以下伺う。

(1)要支援者の訪問介護・通所介護

問 安心して利用できる介護保険に

答 さらなる負担増につながらないよう、国に
対し要請していきたい

サービスを継続して利用できるようにし、期限を区切らないこと。

(2)介護保険利用の相談があつた時、基本チェックリストで振り分けず、要介護認定申請を受け付けること。

(3)特養の入所基準は要介護3以上とされているが、要介護1、2でも入所希望者の実態に則した対応をすること。
(4)国に介護保険の国庫負担割合の引き上げを求めていくこと。

町長 (1)新しい総合事業について

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、これまで要支援者の介護予防給付として実施してきた介護予防訪問介護と介護予防通所介護の二つのサービスが地域支援事業に移行されることとなるが、利用者のサービスの選択については、その状態像に応じたサービスを提供することが最も重要であり、利用者本人の意向を最大限尊重し、必要なサービスが継続的に

提供できるように適切なケアマネジメントに努めていきたい。

(2)現在、相談に対し、その意向を最大限に尊重し、介護サービスを必要とされるときには、要介護認定の申請につなげている。

総合事業の実施後においても、本人や家族が要介護認定を希望される場合は、「基本チェックリスト」による振り分けを行わずに対応していきたい。その上で、要介護認定申請の結果が非該当と判定された場合においては、「基本チェックリスト」を活用し、利用者の状態像に応じた適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、必要なサービスが利用できるような相談体制づくりを進めるよう努めていく。

(3)介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降、新たに特別養護老人ホームに入所できる方は、原則として要介護3以上の方に限定されることになったが、要介護1や2の方でも、やむを得ない事情で、居宅での日常生活が困難で

ある場合においては、特例的に入所が認められることとなるが、この特例入所の運用に当たっては、入所の判定手続きにおいて、市町村の適切な関与(意見)が求められることとなっている。

今後においても、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者が適切に入所することができるよう関与を行うとともに、入所決定過程の透明性、公平性の確保に努めていきたい。
(4)北海道町村会においては、介護保険制度を安定的に運営するため、将来にわたる地方財政が過重とならないよう国庫負担割合を引き上げるよう国に対し要請を行っている。

基本チェックリスト
(質問項目の一部を掲載)

1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	0. はい	1. いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	0. はい	1. いいえ